

# 「（仮称）草津市協働のまちづくり推進計画」 策定方針（案）

## 1. 計画策定の趣旨

近年、人々のライフスタイルや価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等により、市民だけでは解決できないこと、市でも解決できない問題が増大しています。このような地域の課題を解決するためには、市民、基礎的コミュニティ、まちづくり協議会、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織および市が役割を明確にしながら、ともに住み良いまちを築いていくことが求められています。

草津市では、協働のまちづくりを推進するため、住民自治に関する協働のあり方を示した「草津市協働のまちづくり行動計画」（平成23年3月）や市民公益活動団体や中間支援組織、市が取り組むべき事柄を示した「草津市市民協働推進計画」（平成24年3月）を策定し、市民一人ひとりのまちへの関わりや、様々な市民公益活動の展開により、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担する協働型社会を目指してきました。

また、これらと並行して、平成24年4月に「草津市自治体基本条例」を施行し、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を掲げ、平成26年3月には協働の基本理念やルール等を示した「草津市協働のまちづくり条例」を制定いたしました。

本計画は、草津市協働のまちづくり条例の理念を具現化し、条例の実効性を担保するために、各主体の役割を具体的に示し、互いに力を合わせて協働によるまちづくりを推進するため策定するものです。

## 2. 計画の内容

協働によるまちづくりを推進していくためには、地域を代表するまちづくり協議会の活動の推進や、それを支える基礎的コミュニティの活性化、また、公共サービスの質を高めるための市民公益活動の推進、中間支援組織や教育機関との連携等を図る必要があります。

このことから、平成27年度から平成31年度までの5年間に各主体の取り組むべき事項や協働に関する支援策、スケジュール等を示します。

### ■計画に盛り込む主な項目

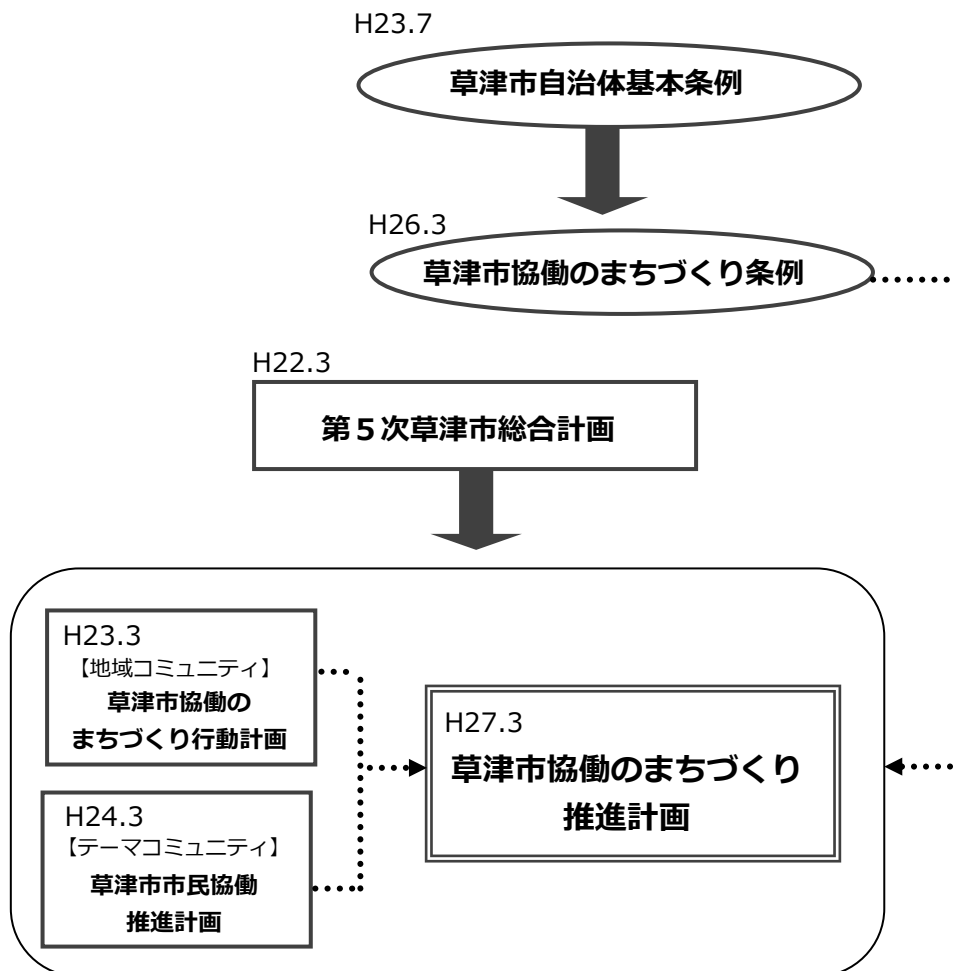
- ・計画の基本的事項
- ・現状と課題
- ・基本方針
- ・各主体（市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織、市）の役割、スケジュール等

### 3. 計画の位置づけ

草津市の市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」では、第6章にまちづくりにおける協働について定めています。また、草津市の最上位計画である「第5次草津市総合計画」においても、コミュニティ活動の推進についてはリーディング・プロジェクト（重点方針）として位置づけられ、平成26年3月には「草津市協働のまちづくり条例」を制定しました。

また、これまでに本市では、住民自治に関する協働のあり方を示した「草津市協働のまちづくり行動計画」や市民公益活動を推進していくための具体的な取組みを示した「草津市市民協働推進計画」を定めてきましたが、「草津市協働のまちづくり条例」に基づき、2つの計画を踏襲しながら、近年の社会情勢を勘案し、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画として位置づけるものです。

#### 【関係図】



## 4. 策定スケジュール

計画の策定にあたっては、「協働のまちづくり」に関する内容を踏まえ、学識経験者、関係団体等で構成する「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」を発足し、取組内容等の検討を進めていきます。

### 平成26年

6月	計画策定方針審議
7月	フレーム内容の審議
9月	具体的内容の審議
11月	計画素案を市へ提言

※随時 庁内等協議の実施

(計画策定に向けた庁内会議での協議や、議会との協議)

### 平成27年

1月～2月	パブリック・コメント実施
3月	パブリック・コメントの報告、計画策定

## 5. 計画策定に向けた体制

### (1) 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

10名で構成され、それぞれの専門的な立場から、計画の検討・審議を行います。

#### 【検討委員の構成】

・学識経験者	2名
・地縁団体	2名
・市民公益活動団体	2名
・教育機関	1名
・公募市民	3名

### (2) 草津市協働のまちづくり推進本部会議、幹事会

草津市における推進体制として、市長を本部長として部長級職員で構成する「草津市協働のまちづくり推進本部会議」および副部長級職員で構成する幹事会で総合的な取組みの検討や部局間の連絡調整を行います。